

油圧ショベル (クローラ式)
特定自主検査記録表

3年間保存

証明書発行日 令和6年9月20日 様式SR-EHC-01-E

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出の抑制を図るための指針に基づく検査共用

証明書発行No. 1N45771001869 標章No. 337833

Table with columns: 区分, No., 検査箇所, 検査内容, 検査方法, 検査結果 (良/不良), 補修内容. Rows include engine parts (エンジン), chassis (車体), walking mechanism (走行装置), braking (制動), working mechanism (作業装置), and hydraulic system (油圧装置).

3年間保存

証明書発行No. 1N45771001869 標章No. 337833

区分	No.	検査箇所	検査内容	検査方法	検査結果		補修内容								
					良	不良									
油圧装置	28	コントロール弁 (方向、圧力、流量、逆止め、電磁弁)	作動、油漏れ、取付、異音、異常発熱	目視、操作、聴診、触診	✓										
	29	回転継手	回転状態、油漏れ、異音		✓										
	30	オイルクーラー	冷却効果、目詰まり、変形、損傷、油漏れ モーターの異常振動・異音・異常発熱	目視、聴診、触診	✓										
	31														
操作	32	操作レバー	ストローク、がた	目視、操作、スケール	✓										
	33														
安全装置・車体関係等	34	下部架台フレーム、ブラケット	亀裂、変形、しゅう動部摩耗、取付	目視、スケール、探傷器	✓										
	35	旋回フレーム、ブラケット	亀裂、変形、取付	目視	✓										
	36	旋回ベアリング、旋回ギヤ	引っ掛かり、異音、ギヤ亀裂・摩耗、取付、ギヤール損傷	目視、操作、聴診、トルクレンチ	✓										
	37	旋回減速機	異音、異常発熱、油量、汚れ、油漏れ、取付	目視、操作、聴診、触診	✓										
	38	旋回ロック	効き、亀裂、損傷、油漏れ、ホース損傷・老化		✓										
	39	レバーロック、ペダルロック	効き、損傷、変形	目視、操作	✓										
	40	キャブ、カバー キャンピ	亀裂、変形、腐食、雨漏り、ドア等開閉、ロック・キー作動、ガラスのがた・損傷		✓										
	41	カウンターウエイト	取付	目視、スケール	✓										
	42	座席(調整機構、シート、シートベルト)	作動、損傷、取付	目視、操作	✓										
	43	昇降設備、滑り止め	亀裂、損傷、変形、取付	目視	✓										
	44	表示板	損傷、取付		✓										
	45	灯火装置、警音器、方向指示器 窓拭き器、デフロスター等	作動、取付、レンズ損傷、浸水	目視、操作	✓										
	46	計器類	作動	目視	✓										
	47	後写鏡、反射鏡、カメラ	汚れ、損傷、写影、取付		✓										
	48	給油脂	給油脂状態、自動給油脂装置作動	目視、操作	✓										
49															
総合	50	総合テスト	作動、異常振動、異音、異常発熱	操作、聴診、触診	✓										
排気装置	51	★★一酸化炭素等発散防止装置	触媒等の緩み・損傷、排気温度警告装置の配線緩み・損傷、排ガス減少装置のホース・パイプの緩み・損傷	目視、聴診、レンチ等	✓										
事業者等への要請	次回特定自主検査実施年月 令和7年9月														
	日常、月例点検を実施され不具合事項を解消し、常に良好な状態での稼働をお願い致します。														
	取扱説明書の交換タイミングなどを御確認いただきホース類など定期的な消耗部品の交換をお願いします。														
補修等の措置内容															
照合No	補修箇所及び不具合状況		補修年月日	補修実施内容											
2	エンジンオイル量不足		R6/9/19	4リットル補充											
4	冷却水不足		R6/9/19	3リットル補充											
22	作動油量不足		R6/9/19	20リットル補充											
備考	1. 検査の結果、異常のないものは、検査結果欄の良に、また異常なものは不良の欄に「✓」印の記号を記載する。 2. 検査結果が異常なものについては、検査内容、検査方法欄の該当項目を○で囲む。 3. 検査内容に*印が付けられた項目は、関連機能が正常であれば検査を省略できる。省略した場合は*印を○で囲む。 4. 検査の結果、補修等を行った場合は、補修内容欄に右の記号に従って記載する。また補修内容等の詳細説明を要するものについては、補修等の措置内容欄に記載する。 5. ★印は「安衛法」と「建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの抑制を図るための指針」との共通検査項目であり、★★印は同指針のみの検査項目である。						記号	交換	分解交換	修理	調整	締付	清掃	給油水	該当なし
	×	⊗	△	A	T	C		L	—						